

第十三回国会 農林委員会 議録 第三十三号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 渡邊 三郎君 理事 河野 謙三君

理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君

理事 井上 良二君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

小淵 光平君 坂田 英一君

坂本 實君 千賀 康治君

中馬 辰猪君 原田 雪松君

吉川 久衛君 石井 繁丸君

足鹿 寛君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

農林事務官 小倉 武一君

(農政局長)

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

五月十三日

委員竹村奈良一君辭任につき、その

補欠として池田孝雄君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十四日

委員金子與重郎君及び池田孝雄君辭

任につき、その補欠として坂口主税

君及び竹村奈良一君が議長の指名で

委員に選任された。

五月十日

開拓者資金通法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二二五号)

同月十三日

第一類第九号 農林委員会議録第三十三号 昭和二十七年五月十四日

農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出、衆法第四一五号)

青果物生産販売業の育成強化に関する請願(關谷勝利君紹介)(第二六二八号)

東瀬棚村地内国有林林下げに関する請願外一件(富永格五郎君紹介)(第二六四五号)

農地災害復旧事業費国庫補助金の交付促進に関する請願(川崎秀二君紹介)(第二六四六号)

公營競馬の民営移管反対に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第二六八八号)

東鳥取村地内国有林林下げに関する請願(小西寅松君外一名紹介)(第二六八九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十二日

養豚振興対策に関する陳情書(杜団法人日本種豚登録協会会長田口教一)(第一七四八号)

公營競馬の民間移管反対に関する陳情書(特別区競馬組合議長長野口岩男)(第一七四九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

肥料に関する小委員会において参考人招致に関する件

連合審査会開会要求に関する件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇八号)

農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出第一三七号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五五号)

○松浦委員長 これより農林委員会を開会いたします。

この際念のためお知らせいたします。去る十日、内閣提出、開拓者資金通法の一部を改正する法律案が、また昨十三日、河野謙三君外二十三名提出、農産物検査法の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりましたので、御承知願います。

なおお諮りいたしますが、肥料に関する小委員長より、次会の肥料の小委員会において、全購連の関係者を参考人として招致して、その意見を聴取したいというような申出がございましたから、これを許可いたしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松浦委員長 御異議なしと認めます。なお、参考人の選定に關しましては、委員長及び小委員長に御一任願います。

○松浦委員長 次に、連合審査会の開会要求の件についてお諮りいたします。目下、内閣委員会において審査中の農林省設置法の一部を改正する法律案は、今次の行政機構改革の一環として、食糧庁及び林野庁を内局とし、並びに農業協同組合部、統計調査部、競馬部等を廃止するとか、その他所掌事務に相当の改革が加えられておりまして、この農林委員会といたしまして、大いに関心を有するところであり、従いまして、この際内閣委員会に對しまして、連合審査会開会の申入れをいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松浦委員長 御異議なしと認めます。なお、連合審査会開会の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひます。

○松浦委員長 この機会に小委員の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴ひまして現在、肥料に関する小委員、畜産に関する小委員、農林公共事業に関する小委員にそれぞれ欠員があります。この際その補欠を委員長において指名いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松浦委員長 御異議なしと認めます。それでは肥料に関する小委員に

畜産に関する小委員に

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

田中 彰治君 中馬 辰猪君

坂口 主税君 竹村奈良一君

農林公共事業に関する小委員に

宇野秀次郎君 坂口 主税君

竹村奈良一君

以上を通り指名いたします。

○松浦委員長 引続いてこれより農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案の三案の取扱ひ等につきまして、協議いたしたいと思ひます。

なお、これは、議事の都合もございまして、懇談会の形式で行いたいと思ひますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松浦委員長 御異議なしと認め、これより懇談に入ります。

「午前十一時五分懇談会に入る」

「午後零時三分懇談会を終る」

○松浦委員長 これをもつて懇談会を終ります。

本日はこの程度で散会いたします。

午後零時四分散会

昭和二十七年五月十七日印刷

昭和二十七年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁